

公益財団法人 核物質管理センター  
第31回理事会議事録

1 第31回理事会の決議のあったものとみなされた事項の内容

1号議案 評議員会の目的である事項に係る提案の変更の決議

第23回評議員会の目的である事項に係る提案の変更について、  
資料1のとおり決議する。

2 1の事項の提案をした理事の氏名 下村和生

3 第31回理事会の決議があつたものとみなされた日 令和4年3月17日

4 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名 下村和生、小林 功、久野祐輔

令和4年3月10日、理事長 下村和生が理事の全員に対して、上記第31回理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案につき、令和4年3月17日までに、理事全員から書面により同意の意思表示を得、かつ、同提案に対し監事から書面により異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第37条の規定に基づき、当該提案を可決する旨の第31回理事会の決議があつたものとみなされた。

上記のとおり、第31回理事会の決議の省略を行つたので、当該理事会の決議があつたものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第97条第1項及び同法施行規則第15条第4項第1号の規定に基づき本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行つた理事は、次に記名押印する。

令和4年3月17日

理事 下 村 和 生

理事 小 林 功

理事 久 野 祐 輔

(議事録作成者 : 公益財団法人 核物質管理センター  
総務部総務課長 遠藤 雅伸 )

評議員会の目的である事項に係る提案の変更について（案）

令和4年3月10日

先般、Web開催による第30回理事会の3号議案「評議員会の目的である事項に係る提案の決議」において「(1) 役員の選任の決議」、「(2) 評議員の選任の決議」、「(3) 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程の改正の決議」について、決議の省略の方法により評議員会に提案すべく、理事会にて決議いただいたところである。

しかしながらその後（令和4年3月上旬）、「(1) 役員の選任の決議」については、決議の省略の方法ではなく、別途対面において評議員会を開催し、評議員の皆様にご審議いただいた方が良いと常勤役員の間にて判断し、今回、別添のとおり評議員会の目的である事項に係る提案には含めないで提案することとしたい。

以上

第23回評議員会の招集（決議の省略の方法）について（案）

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第194条第1項及び「定款」第20条の規定に基づく決議の省略の方法により、下記のとおり評議員会に提案する。

記

- 目的である事項等 (1) 役員の選任の決議  
(1) 評議員の選任の決議  
(2) 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程  
の改正の決議

以上